

## 減免制度の該当要件と証明書

該当要件	証明書
(1)生活保護受給世帯または中国残留邦人等支援法による給付を受けている世帯	受給証明書の提出
(2)児童扶養手当を受給している方がいる世帯で、 <b>世帯員全員が市民税非課税世帯</b>	児童扶養手当証書の提示
(3)特別児童扶養手当を受給している方がいる世帯で、 <b>世帯員全員が市民税非課税世帯</b>	特別児童扶養手当証書の提示
(4)老齢福祉年金を受給している方がいる世帯で、 <b>世帯員全員が市民税非課税世帯</b>	老齢福祉年金証書の提示
(5)身体障害者手帳1・2級をお持ちの方がいる世帯で、 <b>世帯員全員が市民税非課税世帯</b>	身体障害者手帳の提示
(6)精神障害者手帳1・2級をお持ちの方がいる世帯で、 <b>世帯員全員が市民税非課税世帯</b>	精神障害者手帳の提示
(7)愛の手帳1・2度をお持ちの方がいる世帯で、 <b>世帯員全員が市民税非課税世帯</b>	愛の手帳の提示
(8)年齢が75歳以上の方のみで構成されている世帯で、 <b>世帯員全員が市民税非課税世帯</b>	必要なし